

【前納手続きの方法】

1. 契約者様にて、「**共済契約者**」欄、「**申出内容**」欄を入力してください。
①に入力すると②～③にも入力内容が**自動で反映**されます。
入力後、2～4ページの**3枚(①～③)を印刷**(片面・A4サイズ、白黒印刷可)してください。
2. **登録取扱機関**(金融機関または委託団体)の窓口へ提出してください。
前納希望月の5日(土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日)までに**中小機構に届くよう**に提出してください。
3. **登録取扱機関**にて「委託団体・代理店記入確認欄」に記入・押印し、**中小機構へ送付**します。
※①が機構行、②が契約者控、③が委託団体・代理店控となります。
4. 書類到着後、中小機構で手続きを行います。
前納分の掛金は、**希望月の27日**(土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日)に指定預金口座から**引き落とし**します。

お使いのOS・ブラウザによっては、PDFが正常に稼働しない場合があります。PDFに入力できない場合は、一旦PCに保存して開き直してから入力してください。PCに保存しても入力できない場合は、恐れ入りますが、プリントアウトのうえ、3枚とも同じ内容で手書きでご記入ください。

中小企業倒産防止共済掛金前納申出書の入力例

申込者の入力箇所は、朱書きの部分となります。(数字の箇所は**半角**で入力してください)

共済契約者番号
(数字8桁)
必ず入力してください。
※英字Aはすでに入力されています。
※共済契約者番号は、契約締結証書または機構からの通知物に記載されています。

共済契約者欄
機構に届出しているご契約者の内容を入力してください。

掛金月額
掛金月額を選択してください。
※掛金月額を変更する場合は、「掛金月額変更申込書」(様式㊸210)を併せてご提出し、変更後の掛金月額を入力してください。

掛金納付額
納付する月分の掛金を含んだ納付期間と金額を入力してください。

前納希望年月
掛金の前納を希望する年月を入力してください。

登録取扱機関が記入します。

委託団体扱い：契約者→委託団体→機構 代理店扱い：契約者→代理店→機構		登録取扱機関へご提出ください。		中小企業倒産防止共済		(機構行)					
(中) M03		掛金前納申出書		整理番号 (機構使用欄)							
独立行政法人 中小企業基盤整備機構理事長 殿											
次のとおり中小企業倒産防止共済掛金の前納を申し出ます。											
共済契約者記入欄 (記入日時点の情報をご記入ください。)											
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。											
共済契約者番号	A	12345678	記入日	令和	1	年	10	月	25	日	
郵便番号	105	-	8453	電話番号	050	-	5541	-	7171		
事業所の所在地	東京都 港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル										
事業所の名称	株式会社 経営セーフティ										
代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)	共済							(名)	太郎	
申出内容											
前納内容	掛金月額	100,000				円	前納希望年月				
内容	掛金納付額 (納付月分を含む)	12	か月分	1,200,000		円	令和	1	年	11	月
※口座振込ではありませんのでご注意ください。(注意事項2.参照)											
委託団体・代理店記入確認欄											
共済契約者からの申出内容(前納希望年月等)に誤りがないことを確認しました。						取扱年月日	令和	年	月	日	
所在地						委託団体番号					
名称						金融機関・店舗コード					
電話番号						担当者名					

- 注意事項**
1. 必ず前納希望年月の**5日までに** 機構に到着するよう、委託団体または代理店に提出してください。
※5日を過ぎた場合は希望年月に前納できません。
 2. 前納分の納付は次のとおりとなります。(現金を添える必要はありません。)
① 掛金の納付方法が「預金口座振替」の場合には、希望月の**27日**(休日の場合は翌営業日)に、指定預金口座から**引き落とし**します。
② 掛金の納付方法が「委託団体払」の場合には、希望月に取扱団体より請求があります。
③ 前納希望年月の2か月以上前の申出は受け付けられません。また、申込書受理日(申出月5日まで)より遡っての前納はできません。
 3. 掛金の前納と月額の増額を同時に希望する場合は「掛金月額変更申込書」(様式㊸210)を本申出書と併せてご提出ください。
 4. 前納申出をした後に残高不足等で引き落としができなかった場合は、翌々月に3か月分の請求を行い、その後は各月の請求となります。再度、前納を希望する場合は、改めて「前納申出書」をご提出ください。

《個人情報の利用目的について》

機構が掛金前納申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金の増額推奨の業務に利用します。